

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年10月16日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2000027 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 2000009 号

### 第1 結論

昭和 60 年\*月から昭和 62 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年\*月から昭和 62 年 3 月まで

請求期間当時、私は学生だったので、国民年金は任意加入であるが、父が昭和 60 年頃に私の国民年金の加入手続を行い、昭和 62 年 4 月 1 日に厚生年金保険に加入するまでの間、国民年金保険料を納付してくれたことを父から聞いた。しかしながら、請求期間について、国民年金に未加入の期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時は学生であり、父が国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていた旨主張している。

しかしながら、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時、国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の結果、請求者に記号番号が払い出された形跡はなく、請求期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができない。

また、請求者自身は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、その加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の父は既に亡くなっていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況について不明である。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000022号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000021号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年1月1日から昭和59年1月1日まで  
② 昭和59年6月1日から平成9年1月1日まで

請求期間①については、C社に勤務し、請求期間②については、D社に勤務していた。給与明細書はないが、いずれも事業主により、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が勤務していたとするC社は、オンライン記録により請求者が記憶する同僚と同姓同名の厚生年金保険被保険者を確認することができるA社であると推認でき、履歴事項全部証明書及び閉鎖登記簿謄本によると、同社は昭和55年3月10日に設立し(昭和62年10月2日にE社からA社に名称変更。)、平成2年11月2日にF市からG市に移転し、平成27年1月20日に解散したことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は平成7年3月3日に厚生年金保険の適用事業所となり、平成13年3月6日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことは確認できるが、当該期間以外に厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、請求期間①とは異なるが、A社が厚生年金保険の適用事業所であった期間に含まれる平成11年4月26日から平成13年3月5日までの期間について、請求者の同社に係る雇用保険の加入記録が確認できるところ、請求者は、当該期間の勤務状況の記憶が明確ではなく、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時の事業主(以下「元事業主」という。)に文書照会を行ったものの、回答を得ることができなかったことから、同社における請求者の勤務実態、厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、オンライン記録によりA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に文書照会を行い、同社には正社員のほか請負契約、アルバイト等を含め 28 名程度が勤務していた旨の回答を得たところ、同社が厚生年金保険の適用事業所であった期間における厚生年金保険の被保険者数は、元事業主を除き合計で 10 名であったことから、元事業主は必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる上、当該 10 名の中に請求者の名前はなく、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者のA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 2 請求期間②について、請求者が勤務していたとするD社は、履歴事項全部証明書により、請求者が記憶する元事業主と同姓同名の代表取締役を確認できるB社であると推認でき、同社は平成 17 年 9 月 2 日にH町（現在は、I 市）に成立したことは確認できるが、請求期間②において、法人であったこと及び事業を行っていたことは確認できない。

また、オンライン記録により、B社が厚生年金保険の適用事業所となった記録はなく、元事業主に文書照会を行ったものの、回答を得ることができない上、請求者が挙げた複数の同僚は、氏名以外の情報が不明であり、当該同僚を特定できないことから、同社における請求者の勤務実態、厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険の取扱いについて、確認することができない。

さらに、J 公共職業安定所の回答によると、K 県内にD社に係る雇用保険設置の記録はなく、請求者のB社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、請求者のB社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。